

総務企画委員会会議記録

総務企画委員長 麻生 栄作

1 日 時

平成29年3月23日（木） 午後1時00分から
午後3時47分まで

2 場 所

第4委員会室

3 出席した委員の氏名

麻生栄作、志村学、木田昇、藤田正道、戸高賢史、桑原宏史

4 欠席した委員の氏名

大友栄二

5 出席した委員外議員の氏名

なし

6 出席した執行部関係の職・氏名

総務部長 島田勝則、企画振興部長 廣瀬祐宏、会計管理者 小石英毅、
議会事務局長 阿部邦和、人事委員会事務局長 酒井薫、
監査事務局長 宮崎淳一 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第1号議案のうち本委員会関係部分、第2号議案、第11号議案及び第16号議案から第21号議案までについては、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 請願26については、可決すべきものと福祉保健生活環境委員会に回答することを全会一致をもって決定した。
- (3) 国民文化祭について、九州の東の玄関口としての拠点化戦略について及び大分県税条例の一部を改正する条例案について、執行部から報告を受けた。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 課長補佐（総括） 井上薫
政策調査課政策法務班 副主幹 磯崎香織

総務企画委員会次第

日時：平成29年3月23日（木）13：00～
場所：第4委員会室

1 開 会

2 会計管理局、議会事務局、人事委員会事務局及び監査事務局関係

13：00～13：30

- (1) 付託案件の審査
 - 第 1 号議案 平成29年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）
 - 第 11 号議案 平成29年度大分県用品調達特別会計予算
- (2) その他

3 企画振興部関係

13：30～15：00

- (1) 合議案件の審査
 - 請 願 26 精神障害者に対する公共交通機関の運賃割引の適用を求める意見書の提出について
- (2) 付託案件の審査
 - 第 1 号議案 平成29年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）
 - 第 21 号議案 公立大学法人大分県立芸術文化短期大学が徴収する料金の上限の変更の認可について
- (3) 諸般の報告
 - ①国民文化祭について
 - ②九州の東の玄関口としての拠点化戦略について

4 総務部関係

14：50～16：30

- (1) 付託案件の審査
 - 第 1 号議案 平成29年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）
 - 第 2 号議案 平成29年度大分県公債管理特別会計予算
 - 第 16 号議案 包括外部監査契約の締結について
 - 第 17 号議案 職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例等の一部改正について
 - 第 18 号議案 職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について
 - 第 19 号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について
 - 第 20 号議案 大分県税条例等の一部改正について
- (2) 諸般の報告
 - ①大分県税条例等の一部を改正する条例案について
- (3) その他

5 協議事項
(1) その他

16:30~16:40

6 閉 会

会議の概要及び結果

麻生委員長 ただいまから、総務企画委員会を開きます。本日は、予算特別委員会分科会も併せて行います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案9件及び福祉保健生活環境委員会から合議のありました請願1件であります。

この際、案件全部を一括議題とし、会計管理局、議会事務局、人事委員会事務局及び監査事務局関係の審査に入ります。

まず、第1号議案平成29年度大分県一般会計予算のうち本委員会関係部分について、会計管理局から順次、説明を求めます。

小石会計管理局長 会計管理局の予算のうち、歳出の主なものについて、御説明いたします。平成29年度予算に関する説明書の121ページをお開き願います。

第2款第1項総務管理費第1目一般管理費65億6,239万4千円のうち、事業名欄の1番上、給与費61億3,074万3千円ですが、そのうち会計管理局は、右端の説明欄の下2つにあります、会計課職員29人及び用度管財課職員39人の合計68人分、5億1,271万5千円となっております。

次に、127ページをお開きください。

第6目会計管理費8,646万2千円のうち、事業名欄の会計課の会計管理費2,592万2千円は、公金の収納データを作成するための委託料及び非常勤職員経費等の管理運営費であります。

事業名欄一番下の物品等電子入札システム導入事業費1,118万4千円は、県が行う入札等について、手続ミスの防止や事務の負担軽減を図るとともに、入札における競争性を確保することを目的に、来年度導入する電子入札システムの構築に係る経費であります。

次のページを御覧ください。

事業名欄一番上の会計管理費4,935万6千円は、大分県収入証紙印刷経費等の用度事業費及び公用車の任意保険料や燃料費等の

管理車維持事業費であります。

次に、同じページの一番下にあります第7目財産管理費6億7,626万2千円ですが、そのうち用度管財課分の主なものは、下の129ページの事業名欄の一番上県庁舎管理費2億1,278万6千円であります。

これは、県庁舎本館及び新館の清掃等委託料及び光熱水費等の管理運営費であります。

次に、131ページをお開きください。

県庁舎別館管理費3,379万8千円は、県庁舎別館の清掃等委託料及び光熱水費等の管理運営費であります。

阿部議会事務局長 議会事務局関係について御説明申し上げます。同じく予算説明書の117ページをお開き願います。

第1款第1項議会費の当初予算額は、右肩にございますように11億6,929万8千円でございます。

その内訳ですが、表の一番左の目欄の第1目の議会費は8億7,910万4千円でございます。

主な内訳ですが、中ほどの事業名欄の一番上にあります議員報酬手当等6億3,243万6千円は、議員43名分の報酬等でございます。

その下、議会運営費2億4,666万8千円でございますが、その主なものは、表の一番右側の説明欄の上から2番目にあります、政務活動費交付金1億5,480万円、その3つ下、全国都道府県議会議長会負担金508万5千円などでございます。

次に118ページをお開き願います。

表の一番左の目欄の一番下、第2目事務局費は2億9,019万4千円でございます。

その内訳ですが、表の中ほどの事業名欄にあります、給与費2億4,705万4千円は、事務局職員29名分の給料等でございます。

次の119ページを御覧ください。

事業名欄の事務局運営費4,314万円は、

嘱託及び臨時職員 8 名分の人件費や会議録作成経費などとなっております。

なお、会議録の作成については、来年度から速記による記録を廃止して録音反訳で行うこととしております。これにより経費の節減と県内業者の参入が可能となります。

酒井人事委員会事務局長 人事委員会関係について御説明申し上げます。平成 29 年度予算に関する説明書の 181 ページを御覧ください。

第 2 款第 8 項人事委員会費の予算額は、欄外の右上に記載しておりますとおり総額で 1 億 4,797 万円でございます。

このうち、第 1 目の委員会費は 758 万 8 千円でございます。

その内訳は、中ほどの事業名欄にございますが、委員報酬 678 万円は、人事委員 3 名分の報酬でございます。

その下の委員会運営費 80 万 8 千円は、全国人事委員会連合会負担金、九州地方人事委員会協議会負担金及び人事委員会の開催、各種会議への出席等、委員会運営に要する経費でございます。

次に、第 2 目の事務局費は 1 億 4,38 万 2 千円でございます。

その内訳は、中ほどの事業名欄にございますが、給与費 1 億 2,201 万 8 千円は、事務局職員 15 人分の給与でございます。

その下の事務局運営費 345 万 1 千円は、各種会議への出席に係る旅費や図書、文具等の購入費など、事務局の運営・管理に要する経費でございます。

任用関係事業費 1,335 万 1 千円は、職員募集、採用試験の実施等に要する経費でございます。

次のページの給与関係事業費 123 万 3 千円は、県職員の給与等に関する報告及び勧告等に要する経費でございます。

最後に、審査関係事業費 32 万 9 千円は、県職員及び公平委員会の事務を受託している町村等の職員からの勤務条件に関する措置要求及び不利益処分についての審査請求に対す

る審査、判定等に要する経費でございます。

宮崎監査事務局長 監査事務局関係につきまして、御説明申し上げます。平成 29 年度予算に関する説明書の 183 ページをお開きください。

監査事務局関係の予算第 9 項監査委員費は、右肩にありますように 2 億 1,161 万 6 千円となっております。

その内、まず、第 1 目委員費につきましては、1,962 万 8 千円となっております、その内訳につきましては、中ほどの事業名欄の給与費 1,254 万 7 千円は常勤監査委員 1 人分の給料等、その下の委員報酬 564 万円は非常勤監査委員 3 人分の報酬、更にその下の監査経費 144 万 1 千円は監査委員の監査の際の旅費等でございます。

次に、同じページの一番下の欄にあります第 2 目事務局費は、1 億 9,198 万 8 千円となっております。

その内訳につきましては、次のページをお開きください。

中ほどの事業名欄一番上の給与費 1 億 8,145 万 9 千円は事務局職員 20 人分の給料等であります。

その下の事務局運営費 1,052 万 9 千円は、監査の実施に伴う旅費、需用費などの経費でございます。

麻生委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

桑原委員 会計管理局の県庁舎管理費の中の使用料及賃借料の中にある県庁舎新館 5 階の建物使用料、これ何ですか。

清末用度管財課長 これは企業局の所管部分がございます、そこに使用料を支払っているということです。

麻生委員長 ほかに御質疑もないようでありますので、これで質疑を終わります。

なお、本案の採決は、総務部関係の審査の際に一括して行います。

次に、第 11 号議案平成 29 年度大分県用品調達特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

小石会計管理局长 平成29年度予算に関する説明書の593ページをお開き願います。用品調達特別会計予算について、御説明いたします。

この特別会計は、県の機関で使用する消耗品や備品の調達事務を用度管財課において一元的に行うために設けているものでございます。

予算額は、歳入、歳出とも総額で16億750万円となっています。前年度より1億2千万円ほど減額となっていますが、これは、主に、高額機器導入の見込みが減ったこと等による備品購入費の減によるものです。

次の594ページを御覧ください。

歳入の第1款用品調達費、第1項用品収入第1目用品収入は、本庁各課や地方機関などの一般会計からの収入が16億600万円となっております。

これは、関係課からの要求に基づき、印刷物や消耗品、備品などを購入するための経費でございます。

なお、次の595ページの歳出の額と同額となっています。

また、その上の第1目用品総務費150万円は、平成28年度の決算剰余金見込みを一般会計に繰り出すものであります。

麻生委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

それでは、私の方から。

商工労働部が地場産業とか中小企業に対するいわゆる調達目標額とか率とか設定していますよね。今年度の実績がどうで、来年度予算について特に上乘せ目標を作ったかどうかとかいうのがあれば、ちょっとその辺説明していただければと思います。

清末用度管財課長 県内企業の受注の状況でございます。

平成28年度の2月末現在では、件数ですと、1,147件の全体で82.8%です。県内の受注金額になりますと、10億8,647万8,221円、82.9%になります。それから、中小企業への調達でございます

が、これは県内、県外も合わせた中小企業で申しますと、28年度2月末現在で件数ですと1,198件、86.5%、受注金額ですと10億8,970万9,101円、83.1%になります。

小石会計管理局长 今、目標といたしますか、めどはどうかというお尋ねでございますが、基本的に今の数字を次にどれぐらいしましょうというのはございませんけれども、県内の企業に配慮するような形でしております。

基本的には、一般競争入札におきましても、可能な範囲で県内企業であることを入札参加条件に加えるとかいう形で、そういう対応をしております。

麻生委員長 ありがとうございます。今伺って、県外の中小企業が頑張って大分入ってきているのもあるという認識をいたしましたし、また、昨日、商工労働部の産業活力創造戦略2017の中で、いろんな企業の声というのも出ておりますので、そういった中で、地場が頑張れるような工夫だとか、その辺はまた発注者側がなかなか難しいところはあるのかもしれませんが、地場が頑張ってもらえるような情報提供はしっかりやっていただければと思います。

私からは以上です。

ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 ほかに御質疑もないようでありますので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

麻生委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で付託案件の審査を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 それでは私からお礼を申し上げたいと思います。

〔委員長挨拶〕

〔宮崎監査事務局長挨拶〕

麻生委員長 以上で、会計管理局、議会事務局、人事委員会事務局及び監査事務局関係の審査を終わります。

執行部の皆さんは、お疲れさまでした。

〔会計管理局、議会事務局、人事委員会事務局及び監査事務局退室、企画振興部入室〕

麻生委員長 これより、企画振興部関係の審査に入ります。

まず、福祉保健生活環境委員会から合議のありました請願26精神障害者に対する公共交通機関の運賃割引の適用を求める意見書の提出について、執行部の説明を求めます。

土田交通政策課長 お手元の緑色の請願文書表の1ページをお開きください。

障がい者に対する公共交通機関の運賃割引は、バス及び鉄道については、事業者の自主的判断により、身体障がい者及び知的障がい者に適用されてきましたが、精神障がい者への運賃割引については、県内では適用する事業者はない状況です。

こうした中、バス運賃については、バス協会において、30年4月の導入に向け検討が始まったところです。

この検討を、福祉保健部と連携しながら注視してまいります。

麻生委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 ほかに御質疑もないようでありますので、これより採決いたします。

本請願は、採択すべきものと福祉保健生活環境委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

麻生委員長 御異議がないので、本請願は採択すべきものと福祉保健生活環境委員会に回答することに決定いたしました。

なお、この案件に関しましては、バス事業

者さん等々が、このシステムを構築するに当たってのいろいろな課題、ハードルが高いと伺っておりますので、是非、しっかりとサポートしていただくことを要望しておきたいと思っております。

続いて、付託案件の審査に入ります。

まず、第1号議案平成29年度大分県一般会計予算のうち本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

廣瀬企画振興部長 それでは、第1号議案平成29年度大分県一般会計予算のうち企画振興部関係について、御説明申し上げます。

お手元の平成29年度企画振興部予算概要の3ページをお開きください。

(1) 一般会計の左側、企画振興部①の計の欄に記載していますように、当部の29年度当初予算額の総額は、71億2,877万9千円でございます。

その行の右端の前年度対比の欄でございますが、28年度当初予算額と比べて13億1,302万9千円の増、率にして22.6%の増となっております。

これは、県立芸術文化短期大学の施設整備約3.5億円増や、国民文化祭の開催準備約1.9億円増、それから、ラグビーワールドカップ2019の開催準備約4.5億円増などによるものです。

なお、先日の予算特別委員会で御説明した事業につきましては、本委員会での説明は省略させていただきます。

それ以外の事業につきましては、各所属長から説明いたしますので、よろしく申し上げます。

磯田政策企画課長 それでは、政策企画課関係の主なものについて御説明いたします。

予算概要の9ページをお開きください。

事業名欄の上から2番目、おおいたASEAN交流促進事業費344万5千円でございます。

これは、独立行政法人国際交流基金が、東南アジアとの関係強化を目的として実施する日本語パートナーズ事業のうち、政府関係機

関の地方移転の一環として、本県への移転が決定している研修に対し、大分県ならではの研修の提案・実施支援を行うとともに、移転を契機としたASEAN地域との交流拠点の構築に向けたシンポジウムの開催等を行うものがございます。

なお、29年度における研修につきましては、①ASEAN諸国の日本語教師のアシスタントとして派遣する日本人ボランティアの派遣前研修を1回、これを平成30年春頃を予定しており、80人規模でございます。②現地の日本語教師を招へいするカウンターパート研修を3回、これは1回あたり5日間程度で30人規模、これを5回、合計150人となります。詳細については、立命館アジア太平洋大学など関係機関と連携した研修の実施に向け、実施主体である独立行政法人国際交流基金と協議を進めております。

高橋まち・ひと・しごと創生推進室長 続きまして、まち・ひと・しごと創生推進室関係の主なものについて御説明いたします。

10ページをお開きください。

事業名欄の2番目、まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略推進事業費1,067万円でございます。

これは、本県の地方創生を推進するため、大分県まち・ひと・しごと創生本部会議などを開催するほか、市町村と連携したモデル事業を実施するものです。平成29年度のモデル事業は生涯活躍のまち、いわゆる日本版CCRCの推進に向け、市町村や学識経験者、金融機関等で構成する推進協議会を設置するとともに、東京でアクティブシニアを対象としたセミナーを開催する予定です。

堀国際政策課長 国際政策課関係の主なものについて御説明いたします。19ページをお開きください。

事業名欄の上から2番目、海外戦略加速化事業費1,816万2千円でございます。

これは、海外の成長を取り込み、本県産業の活性化を図るため、海外戦略に基づき部局間連携の下、施策を推進していくものでござ

います。

具体的には、台湾において県産品と観光、ものづくり産業の一体的なプロモーションを実施するとともに、香港での大分フェアやベトナムでのPR事業、アジアビジネス研究会の開催などにより、県内企業の海外展開を推進します。

また、県内大学と連携して留学生誘致を図るため、ベトナムでの日本留学フェアに出展することとしています。

高屋広報広聴課長 続きまして、広報広聴課関係の主なものについて御説明いたします。26ページをお開きください。

事業名欄の一番上、広報活動費2億1,476万5千円でございます。

これは、県政テレビ番組やラジオ番組の放送、各新聞への県政だよりの掲載、県政広報誌新時代おおいの発行など、県の取組・お知らせを広く県民の皆様にご覧いただくため、県政広報に要する経費でございます。

塩月統計調査課長 続きまして、統計調査課関係の主なものについて御説明いたします。

32ページをお開きください。

委託統計費1億1,917万5千円でございます。

これは、総務省、経済産業省など国の関係省から委託されて行う統計法に基づく基幹統計調査の実施等に要する経費で、財源は全額国庫支出金でございます。29年度は、毎年実施する家計調査などの経常調査に加え、5年ごとに行われる大規模周期調査として、国民の就業及び不就業の状況を調査し、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得るための平成29年就業構造基本調査を実施します。

次に、その下33ページを御覧ください。県単統計費262万2千円でございます。

これは、県経済の現状を把握するための景気動向指数や県民経済計算など、県独自で行う調査や分析などに要する経費でございます。

佐藤芸術文化振興課長 続きまして、芸術文化振興課関係の主なものについて御説明いた

します。40ページをお開きください。

事業名欄の一番上、芸術文化ゾーン拠点創出事業費8,500万円でございます。

これは、県立美術館で開催する企画展や芸術文化ゾーンにおけるアートイベント等を実施する公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団を支援するものです。

次に、その下、美術品等収集事業費9,700万円でございます。

これは、美術品取得基金の美術品の一部を一般会計で買い戻すことにより、基金の現金残高を増額し、美術品の取得に機動的に対応できるようにするものです。

中村国際スポーツ誘致・推進室長 続きまして、国際スポーツ誘致・推進室関係の主なものについて御説明します。

42ページをお開きください。事業名欄の一番上、おおいたスポーツ成長産業化モデル事業費1,817万1千円でございます。

この事業は、スポーツに触れる・親しむ文化の定着を図るため、大分銀行ドームでのサッカーやラグビーの試合をモデルに、観客のニーズや動向の調査、スタジアムWi-Fiの実証実験等を行い、観客の満足度向上に向けた取組の研究を行うものです。

阿部観光・地域振興課長 続きまして、観光・地域振興課関係の主なものについて御説明いたします。

50ページをお開きください。

事業名欄の一番上、観光地域磨き推進事業費4,481万2千円でございます。

これは、観光客の長期滞在と消費拡大を促すため、食やナショナルパーク、クルーズなどの素材を活用した旅行商品づくり等を行うとともに、国民文化祭やラグビーワールドカップ大分開催を見据え、外国人観光客向け通訳サービスの提供や研修などのおもてなし体制の強化を行うものでございます。

次に、53ページをお開きください。

事業名欄の上から2番目、フェリーでつなぐ国東半島誘客促進事業費169万6千円でございます。

これは、フェリーで結ばれている山口県周南エリアとの地域間交流と誘客を推進するため、フェリーを利用して国東半島に来る観光客のニーズを把握する実態調査や、県外で開催されるイベントへの出展を行うものでございます。

次に、55ページをお開きください。

事業名欄の一番下、九州まんなか周遊促進事業費227万7千円でございます。

これは、奥日田エリアと、隣接する熊本県の阿蘇や菊池、福岡県の八女地域との交流を図り、相互誘客を推進するため、阿蘇などの広域観光の先進地から講師を招く研修会の開催や、奥日田エリア周遊ルートなどの観光マップの作成を行うものでございます。

次に、57ページをお開きください。

事業名欄の一番上、おんせん県おおいた県域版DMO推進事業費6,074万9千円でございます。

これは、県域版DMOを目指すツーリズムおおいたの機能強化を図るため、着地型旅行商品販売システムの構築に対する支援や、観光戦略に資するマーケティング調査などを行うものでございます。

なお、機能強化の一環として、事務所の大分市への移転が検討されています。

森高地域活力応援室長 続きまして、地域活力応援室関係の主なものについて御説明いたします。

戻りまして、47ページをお開きください。

事業名欄の一番上の地域活力づくり総合補助金5億円でございます。

これは、元気で活気あふれる大分県づくりを推進するため、地域の様々な主体が取り組む事業活動を、きめ細かく柔軟に支援し、地域活力の維持、発展を図るものです。

次に、その下の小規模集落・里のくらし支援事業費6,600万円でございます。

これは、高齢化率50%以上の自治区や山村、辺地、離島などの条件不利地域など小規模集落における生活道路の維持管理や高齢者の見守り活動、買い物弱者支援対策など市町

村が行う集落の維持・活性化の取組を支援するものです。

次に、その下のくらしの和づくり応援事業費2,456万1千円でございます。

これは、小規模集落を含む地理的条件が厳しい地域で、人口減少などにより生活環境が厳しくなる中、その地域に住み続けたいという住民の希望を叶えるよう、集落の機能を互いに補い合うネットワーク・コミュニティの構築に向け、地域の担い手となる組織や団体の広域的な取組を支援するものです。

土田交通政策課長 続きます、交通政策課関係の主なものについて御説明いたします。

63ページをお開きください。

事業名欄上から3番目の国際チャーター便誘致促進事業費3,549万9千円でございます。

これは、県の海外戦略において海外誘客に取り組むターゲット国としている台湾との定期便就航に向け、マンダリン航空に対するチャーター便の運航に対して支援することで、大分空港の新たな国際定期便の就航につなげようとするものです。

次のページをお開きください。

事業名欄の一番上、地方バス路線維持対策費1億3,978万2千円でございます。

これは、地域における広域的な幹線バス路線の維持を図るため、民間バス事業者の運行費などの経費を助成するものでございます。

次に、その下の生活交通路線支援事業費8,802万1千円でございます。

これは、市町が支援する民間バス路線、市町が運行するコミュニティバス等を対象として運行費の助成などを行うものです。

さらに、その下の地域公共交通活性化事業費1,570万4千円でございます。

これは、地域にとって望ましい公共交通ネットワークを実現するために、市町や交通事業者と連携し、地域公共交通に係るマスタープラン、あるいはその実施計画、アクションプランを策定するものでございます。

65ページをお開きください。

事業名欄の一番上の東九州新幹線推進事業費180万円でございますが、これは、東九州新幹線の基本計画路線から整備計画路線への格上げを目指し、国などへの要望活動を行うとともに、県内の機運醸成につながる取組を行うものでございます。

麻生委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

桑原委員 2点、交通政策課の事業で、まず東九州新幹線推進事業なんですけれども、去年の第1回で質疑をさせていただいて、去年の12月の一般質問でもさせていただいたんですが、ちょっと明確な回答を頂いていないので確認したいんですけれども、報告書を基に県民への説明とかいろいろやって、今、機運を高めていこうと知事が決断されたということで進めていますけれども、この調査報告書は、需要予測が2110年、今から90年以上先まで長期間にわたっています。自動運転技術の進展とか、そういう技術革新が及ぼす影響というのが考慮に入られていないというのは、これでいいとお考えなのか、お願いいたします。

そして、もう一点は、64ページの生活交通路線支援事業に関わるのかどうかちょっと分からないので教えてほしいんですけれども、平成27年に自家用有償旅客運送について国から許認可の権限移譲を受けたということで、これ、去年の御説明ではNPOによる運行を促すという御説明だったんですけれども、それがどれぐらい促されているかというところ、これは法的にはNPOとかじゃないと駄目なんですかね。営利企業じゃダメなのか、そこを教えてください。

土田交通政策課長 3点頂いたと思います。

1つ目が、4県市の期成会で行った新幹線の調査において、自動運転のような新しい技術が考慮されていないのはどうかという御質問でございます。

それについては、現在の期成会で行った調査については、今考え得る大量輸送の高速の公共交通機関として新幹線を想定しており、

自動運転車あるいは自動運転のような技術については考慮しておりませんし、今の調査としては適当ではないかなと考えています。

といいますのも、仮に委員おっしゃいますように、今後の技術進歩によって新幹線と同程度の人数が同程度のスピードで運べる、あるいはコストとベネフィットの見合いで人数は運べないけれども少し安価に設定ができると、そういったような交通手段として発展していくのであれば、新幹線に代替する手段として検討する余地があると考えております。ただ、その際には、改めて本県にとって必要なものかどうかをきちんと調査した上で、取り組むべきかどうかという判断がその時点でなされるべきと考えてございます。

そのような状況から、現在の技術の進歩、あるいは既存の技術の関係から見まして、東九州新幹線として進めるというのが適当だと考えております。

2つ目の自家用輸送の権限移譲について、どのような取組が行われたかということにつきましては、佐伯市にあります大島、委員御存じのように、離島でございますけれども、そちらについて実証運行という形で社会福祉法人が島民の方を対象に、離島航路が寄港していない地区から離島航路が着いている港までの運送を行ったところでございますが、想定よりも利用が伸びなかったということもございまして、現在では市の車を使って無償で島民の方を運んでいるという状況でございます。

最後、NPO以外の営利目的の法人ではどうかということについては、制度上、やはり非営利、運賃収受の観点も利益を目的としないような収受設定になってございますので、基本的には、NPO法人のような非営利法人が対象法人として設定されるものと考えます。**桑原委員** 新幹線の方は、その時々で改めて検討されるということなんですけれども、やっぱり社会の流れという、ちょっと先を読んだような形で行っていただきたいなと思います。

部長の御答弁でも知事の御答弁でも、競合しないとかいうのがあったんですけれども、もしかしたら2030年ぐらいには人口知能も発達して自動運転車が新幹線並みのスピードで高速道路を走ると、例えばそういうところが実現したら、確実に競合しますよ。だから、ちょっと先の話かもしれませんが、必ず世の中の交通システムの流れというのはしっかり先に見ておいていただきたいと思います。お願いいたします。

そして、この自家用有償旅客運送を、僕はこれを使っているところやライドシェアをやっているのかなと思っていたんですけれども、そうなのかな。ちょっと分からないですけれども、この前の予算特別委員会のときの御答弁でライドシェアとは少し違うと言われていましたけれども、もちろん自治体が法に反してやる事業を作ることはできないと思いますけれども、ライドシェアのシステムで良いところを取って、交通弱者対策に何とか使おうとしている自治体というのが出てきていますので、それはやっぱりしっかりと動向を見ていただきたいと思います。いきなり法に反してライドシェアをやれとか言っているわけじゃなくて、ライドシェアのシステムをしっかりと見据えていただきたいなと思います。

それと、京丹後市のお話もありましたけれども、北海道の天塩町が東京の企業と提携して、もうすぐ中長距離のライドシェアを始めるというのがありますので、そちらも注視していただければと思います。

土田交通政策課長 ライドシェアにつきましては、一番新しい経済の形として、シェアリングエコノミーの一種として、技術革新とともに様々なサービスが提供されていくものと考えています。

委員おっしゃいましたように、京丹後市あるいは先日答弁させていただいた北海道の中頓別町におきましても、ライドシェアの仕組みを取り入れて地域公共交通を守っていこうという取組が始まっているのも、今後も研究していきたいと思っておりますし、今、委員

おっしゃった北海道の更に新しく始まったのも、「notteco (のってこ!)」というサービスかと思います。こちらもガソリン代とか高速代の実費をシェアする仕組みとして始まったということも我々把握してございますので、そうした新しい技術、どんどん出てくるものもきちんと研究しながら進めていきたいと考えてございます。

藤田委員 42ページのおおいたスポーツ成長産業化モデル事業についてなんですけれども、このスポーツの成長産業化という観点で、今回、モデル事業として実施されるということなんですけれども、この成長産業化に向けた全体像といいますか、これ、スポーツを成長産業にするには、例えば、一つはトップアスリートを育成していったりとか、あるいはビッグイベントを誘致したりとか、それに付随して施設の整備を行ったりだとか、あるいはそれらを進めるに当たっては、県単独でやるのか、あるいは広域で扱うのかとか、様々な枠組みが考えられるような気がするんですけども、現在で何かそういう枠組みだとか基本的な方向性だとかで決まっているものがあるのかどうかというのを1点お伺いをしたいと思います。

それと、53ページのフェリーでつなぐ国東半島誘客促進事業費ですね、周防灘フェリーを介した山口県との交流という形なんですけれども、これは今までそれぞれ対岸同士の市町村同士の交流だとか、あるいは周防灘フェリーを通じたそういうイベントだとかというものの取組状況がどうなっているのかということをお伺いしたいと思います。

中村国際スポーツ誘致・推進室長 お尋ねのありましたスポーツの成長産業化につきましては、今、国の成長産業の中でも取り沙汰されておりまして、非常に間口の広い議論であると考えております。

本県では、2019年ラグビーワールドカップ、それから、2020年東京オリンピックの事前キャンプ誘致、そういった広がりもございますので、有識者として県のスポーツ

政策エグゼクティブアドバイザーであります早稲田大学の武藤泰明先生にも助言を頂きながら、広がりのある議論をしていきたいと思っております。

調査自体は、本県でのスポーツのベースとなっておりますトリニータ、それから、ジャパンラグビートップリーグ、そういった試合をモデルに調査をしていきたいと考えております。

阿部観光・地域振興課長 これまでの取組ということでございますが、実は今年度、竹田津港に、臨時でといいますか、利便性を高めるためにレンタカーを配置する、事前に電話すればレンタカーが竹田津港でもう迎えに来ているという取組を今、行っております。

実は、フェリーがあるにもかかわらず、なかなか人の行き来が活発でなかったため、フェリーを活用して今後交流を促進していきましょうということで、特に来年度、六郷満山1300年祭がございますし、それを見越して今から活用を図りたいということで、その事業に今、取り組んでいます。

藤田委員 先ほどのスポーツ産業の関係は、例えば、九州広域での動きもあったような気がするんですけども、そちらの現状と本県との関わりというのはどういうふうになっているんですか。

中村国際スポーツ誘致・推進室長 顧客の動向も調べたいと思っております、今まで携帯電話の電波から、どこからどれぐらいのお客さんが来ているのかといった動向も調査ができると聞いております。その調査をトリニータやラグビーの試合をベースに把握しまして、今後の調べ方を検討していきたいと考えております。

藤田委員 では、今回から動き始めて、全国大の動きにもらみながら、いずれ可能性を見極めながら横断的な取組、各部局にまたがった取組に展開していくという考え方でよろしいですか。

麻生委員長 ただ今の件に関して、要は大会誘致とかそういった部分は分かるんだけど、

スポーツツーリズム戦略というのは、今の中村室長の所管と関係する部局を含めてちょっと明確になっていないんですが、その辺りは説明を今後どう考えているのか、スポーツツーリズムを含めたそうした戦略はあるのかなのか。まだ策定していませんよね。

廣瀬企画振興部長 スポーツツーリズム、県の例の観光戦略、ツーリズム戦略の中にもそれは取り入れているところなんです。今回のいわゆるプロスポーツに近いところの成長産業化は、国の動きを受けて、いわゆるアメリカであるとかヨーロッパであれば、アメリカであれば大リーグ、それから、プロフットボールみたいな、すごい巨大な市場がある。ヨーロッパもサッカーで巨大な市場がある。これに比べて、日本国内ではプロ野球があるし、Jリーグもあるんだけど、アメリカやヨーロッパに比べると人口の割に市場が小さいと。それを日本政府はもっと市場を大きくしたいという趣旨で日本再興戦略の中にプロスポーツの成長産業化を取り入れています。

一方、本県を見ると、大銀ドームという立派なスタジアムがありますので、これって立派なスタジアムがないとなかなか実現できないところなので、それで、この大銀ドームという立派なスタジアムを通じて、まずは今やられているトリニータの試合、それから、ラグビーも今から出てきますので、そこをモデルにしてもっとお客さんに来てもらうやり方、要はスマートスタジアム化と言っているんですけども、スタジアムでもっとサービスを提供してお客さんにもっと来てもらうやり方はどういうやり方があるのかという、成功事例として例えば広島カープの球場なんかがあるんですけども、そういうのを研究を始めようという趣旨であります。

一方で、スポーツツーリズムがあります。これはラグビーであるとか東京オリンピック、それから、県内のキャンプ関係の施設をうまく活用してお客さん呼び込もうという、これは観光・地域局とスポーツ振興の芸術文化スポーツ局と一緒にやると。あとは振

興局がそれぞれ市町村も力を入れていますので、そこを併せてやろうという、そういう大きな流れでやっています。

麻生委員長 私の方からね、今申し上げたのは、アリーナももうできると。武道というのは日本の国技ですから、海外からも国際ツーリズムでスポーツツーリズムで呼び込むこともできるし、いろんな世界大会も誘致できるんだけど、2年前ぐらいから準備しないと間に合わないですよ、競技団体は。だから、急にやろうと思ってもなかなかできないことですから、これから着工するわけで、できるだけ早くそういった運営も含めて庁内の横断的な組織体制を含めて、スポーツツーリズムという観点も盛り込んで、先ほどの戦略と一体となって、県の組織として一元的に窓口を明確にして相談体制を整えるというような部分については、早急に検討していただければと思っておりますので、よろしく願います。

志村委員 JRですけども、県下の3つの駅、白杵もそうですけど、夜の営業が8時半までということの報道がありました。あとは民間委託ということなんですけれども、県にどこまで連絡が来て、どういう情報ソースを持っているのか、あるいは県民にどういうふうに対応しようとしているのか、ちょっと聞かせてほしいんですけども。

土田交通政策課長 JR九州におきましては、民営化も踏まえまして、順次コスト削減であるとか、あと、サービスの向上の両立を図ろうと色々な手を打っているというのは認識しております。その一環として、駅につきましては、無人化が残念ながら進んでいるということと、JR九州の直営の駅と、いわゆる委託をして子会社なり市町にお願いをする部分が生じてきているという状況でございます。

白杵駅につきましても、委託の部分が広がった結果として対象になったと把握しております。ただ、営業時間などの変化はあると聞いていますが、時間内のサービスの提供に

についてはこれまでと変わらないと聞いてございますので、いずれにしても、変わった前後でお客様の利便に影響があるかどうかというのを確認した上で、必要に応じてJR九州の本社あるいは大分支社に改善の要望を伝えていきたいと思っておるところでございます。

志村委員 事前にこのことについての説明がまずあったのかどうかを、ちょっと聞きたいんですが。

土田交通政策課長 JRの大分支社から、事前に委託が始まる前に連絡はありました。

志村委員 1月の時点で実はこのことが議論になりまして、そのときのJRの発表は、4月1日のダイヤ改正においては、運行も駅の営業も従来どおりというコメントが出ています。ただし、JR九州鉄道営業という別会社を作って、JRも民ですから、民でまた民間の100%子会社のJR九州鉄道営業という会社を作って、その社員が駅を営業すると聞いておましてね、営業時間を制限するとかいうことの話はなかったんですけども、ここはやっぱりしっかり詰めないで、8時半以降、じゃ、民が民にどういうふうに、民から民になって、また民になるわけですよ。それは警備会社みたいなものですか。その辺をどういうふうに市民に利便性を図るのか、そのことを教えてください。

土田交通政策課長 詳細はJR九州に改めて確認したいと思いますが、我々が现阶段で聞いているのは、いわゆる子会社になりますので、給与水準が異なっております。そこに委託をすることによって、本体としてはコスト削減が図られると。ただ、サービスの中身については、同じグループ会社ですから、同じ水準で提供されるというふうには伺っております。

ただ、委員御心配の営業時間であるとか、物理的なサービスの提供時間については、変化が生じる部分もあろうかと思っておりますので、その点については、改めてJR九州に確認をして、利用者の影響がどの程度あるのかというのをまず把握したいと思っております。

志村委員 100%子会社といえども、つまり8時半以降が民間の別会社に渡すという意味ですか。それとも、8時半までは別会社の、先ほど私が言いましたJR九州鉄道営業という会社であって、それ以降、また別のところに行くという、このところを説明してほしい。

土田交通政策課長 そこについては、我々も詳細に聞いてございません。なので、JR九州に改めて確認をしたいと思っております。

現時点で聞いておりますのは、臼杵駅を含めて委託する駅を増やしますという形でしか聞いてございませんので、時間帯によって直営にするのか委託で分けるのか、それとも、全て委託にして営業時間を前後させるのかということについては、改めて確認して御報告いたします。

志村委員 東九州新幹線を進めようとしているときに、やっぱり在来線をきちんと運行することも含めて一緒に同時進行していかないと、東九州新幹線はJRは行政のおんぶに抱っこですよ。自分たちから言わないわけですから、おんぶに抱っこ。しかし、やっぱり既存の路線は、今度は行政からきちっとJRに言う、このことはやっぱりやってもらわないと、東九州新幹線どころじゃないということになると思うんですね。

東九州新幹線についての批判も一部やっぱりあることもあるんですよ。そういうことを払拭する意味でも、従来の在来線についての心配事なきようにしていくことも、本当に大事なことじゃないかなと思うので、ここにそういうことが載っていないことが残念なんだけれども、是非JRと接触した後、御報告ください。

廣瀬企画振興部長 JR九州につきましては、株式を公開上場したんですけども、あくまで公共交通機関としての責務を担っていますので、そのところは県からも、今までも言っているんですけども、再度しっかり言いたいと思っております。

ワンマン化の際には、私もJR本社に出向

いていて、ワンマン化を導入するにしても安全対策をしっかりとやってくれという要望をいたしました。

今回の営業時間の件は、そういうことで、そういうふうにやるというのは聞いていたけど、具体的な中身までまだJRから詳しく話を聞いていないので、そこも併せてしっかり確認をとって、公共交通機関としての責務をしっかりと果たしてもらうように、再度しっかり申し入れたいと思います。

志村委員 はい、お願いします。

麻生委員長 お諮りいたします。ただいまの案件に関しまして、本委員会、本日最終日ということもありますので、委員会の総意で報告を求めるといことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

麻生委員長 そういうことで、よろしく願い申し上げます。

ほかに。

戸高委員 これ、話が出たかもしれませんが、最後の地方バス路線の維持の対策になるんですけども、これは今、この対象となっている路線数がどのくらいあるのかということと、これは事業名が変わっているかもしれませんが、今、どのくらい補助事業をずっと続けてきているのかということをちょっと聞きます。

それともう一つ、ビーコンプラザの運営費が入っていますけど、これは照明とか音響とかの設備の更新について今後計画があるのかということも、ちょっとお聞きしたいと思います。

土田交通政策課長 地方バス路線の対象となる系統数についてなんですけど、手元にありますが、直近のデータで28年度の実績ベースでございますけれども、17路線が対象となっております。

この事業自体につきましては、もう平成20年度以前からずっと続いているものでありまして、市町をまたぐ広域的なバス路線の維持のためにバス事業者に国と一緒に補助をしているものでございます。

現行の制度といたしましては、平成24年度から続けさせていただいているという形でございます。

阿部観光・地域振興課長 ビーコンプラザにつきましては、管理運営の経費等を計上しておりますが、修繕等につきましては、企画振興部ではございませんで、別会計でございます。施設整備の方。

戸高委員 施設整備の方ですね。管理運営の中では、そういう要望は来ていないですか。というのが、例えば、設備についてもかなり古いんです。照明も長いさおでくるくる回しながら、どこでもやっているのかもしれないけど、壊れたらそのまま上に放置されている状況で、全てを更新しないといけないということで、そのままになっているところがあるところですか。

阿部観光・地域振興課長 軽微な修繕は入っています。いわゆる大規模修繕につきましては、施設整備。今言ったような電気だとか軽微な修繕というのは運営費に入っております。

麻生委員長 ただ今みたいな声もあるということで、よく調整をして報告をまたしてください。それでよろしいですか。

戸高委員 軽微な修繕ではないでしょう。照明を変えるとかそういうのは入っていると思うんですけど。機器自体、音響の設備であるとか照明の設備であるとかというのが、もう作った当時から多分変えていないと思います。その分をどうするのか。これも施設整備ですかね。

阿部観光・地域振興課長 その類いにつきましては、大規模修繕に入ろうかと思えます。施設整備に含まれると思えます。

戸高委員 はい、分かりました。

土田交通政策課長 先ほどの対象となる系統の数ですけれども、17と申し上げたのが、国が対象としている系統数でございます、県ではそのうちの14系統を対象としてございます。

差が生じますのは、国は事前の算定方式で補助対象となる路線を決めてございます。一

方で、県は事後算定方式で、実際に走った後の実績を見まして、要件に対象となっていれば補助するという形になってございますので、事前の見積りと少し減少が生じた場合は路線数が減るという観点で、国が17、県が14という形になってございます。

木田委員 19ページの海外戦略加速化事業費ですが、右の説明、概要を見ると、2つ目の大分県の予算というか、今の積み上げではちょっと予算が少ないというか、割り振りが少ないようなところがありまして、予算だけで判別はできないと思いますけれども、香港対策というのが県ではどのようなことになっているのかなというのがございます。実は昨年、秋の毎年行われております香港のビッグイベントがありまして、国際的なお酒の展示会なんですけど、そこで大分のブースがないよと、九州みんな来ているのに何で大分は来ていないのという話で、藤田委員が奔走されて、じゃ、大分も出展できるように段取りしましょうということで急遽私も連れられて行ったんですけども、やっぱりこの趣旨にあるとおり、県産品と観光を一体的にプロモーションする格好の場なんですよね。やっぱり去年大分は来ていないというふうな状況——大分は独自で参加していますけれども、という状況で、この予算を見ると、まだ50万円ぐらいしか予算がないので、香港というマーケットの捉え方が県としてどうなんだろうかなというのはちょっとですね。

面積は小さいですけど、ヨーロッパからアジアから全部ここに来ていますから、あいったところにもうちょっと力を入れていいんじゃないかなと思うんですが、その辺、考え方がどうなっているのか、よろしく願います。

堀国際政策課長 私どもがここで予算を上げておりますのは、各部局、商工労働部、農林水産部等を含めて、一体的に県単独で攻めどころをやるという形の予算をまとめて計上しているというのが大体主なところでございまして、特に、今は台湾という形ですけれど

も、香港につきましては、23年度から4年間かけて集中的にやってまいりました。今の段階は、その事後ということで、今のような、例えばお酒でありますと商工労働部所管になりますので、商工労働部で売り込みについて、出展するものを選んで、香港であればフォーフェックスというのも多分毎年出ていると思うんですけども、農林水産部は農林水産部で非常に取引がもうできてきておりますので、それを更に拡大するために、それぞれの商談を行ったりとかいう形を今、行っているところでございます。ここに上げている大分フェアというのは小規模のことでございます。私どもずっと継続している日本食フェスタというのがありまして、そこで大分の食材を使った集中的なPRを行ってもらうためのPR経費ということで上げさせていただいております。

阿部観光・地域振興課長 香港のインバウンド対策につきましては、実は観光・地域振興課の方に予算を計上しております。56ページをお開きください。

先ほどの予算概要、56ページのインバウンド推進事業費ということで入れさせていただいていますが、香港につきましては、下から5番目、香港・中国誘客促進事業委託料ということで計上しております。

具体的には、香港とか、FIT向けの情報発進であるとか、大手旅行社との連携事業を行うことによって誘客を高めようということを考えております。

木田委員 香港も重要なマーケットであるという捉えはあるというふうに受け止めさせていただいて、どこかの部局でそういった御支援を頂けるものと期待したいんですが、昨年やはり自費で来られている庄内の酒造会社さん、それは海外担当というちゃんと名刺があるんですよ。自費でやっぱりお見えになっているんですね。御存じだと思いますが、来週、県産酒の文化創造会議立ち上げ予定ですけども、今年もできればその展示に持っていきたいなというような夢と希望はあるんですけど

ど、ワインスピリッツという、やはりほとんどがラグビーのある国です。そこから来ていますから、いろんな要素、観光もあればラグビーワールドカップも絡めばいろんな要素がございますので、我々も文化創造会議とともにいろんな支援をしていきたいなというふうに思いますので、是非県からも温かい御支援、熱い御支援を頂きたいと思いますので、よろしく御検討をお願いいたします。

麻生委員長 よろしいですか。今のようなものに関しては、例えば、香港ターゲットであれば、商工とか農水に上がっている予算も併せて本来は説明だけはやっていただけると有り難いなと思います。

ほかよろしいでしょうか。

私からちょっと何点かあるんですが、要望にはぼとどめたいんですが、ラグビーのワールドカップ並びにハンドボールの世界選手権までに豊肥線が開通するのとならないので経済波及効果がどれぐらい違うのか。57号もそうでしょうし、そういった部分について、早急に算出して取組方を含めてJRに対してもプッシュとか国交省に対しても行うべきことはしっかりやっていく必要があるかと思うので、それを要望しておきます。

それから、東九州新幹線に注力を今、始めておりますけれども、豊予海峡ルートについて、大分市が調査結果報告をして四国新幹線を大分まで伸ばす、豊予海峡ルートまで6,800億円で単線で新幹線が延びるといような試算が出ているわけでありまして、びっくりするほど金額が意外と安くできるんだねということで、よく我々最近聞かれるのは、東九州新幹線と豊予海峡ルートの6,800億円のどちらに優先順位を付けるべきか。経済波及効果として東九州を優先すべきであるという根拠、これを示してほしいということをおっしゃっておりますので、そういった部分を示せるようなデータがあったらいいかなということでありまして、すぐはお答え難いかと思いますので、そのことはお願いしておきたい。

土田交通政策課長 今の点に関して、大分市がまとめた調査も、前提条件を是非確認していただきたいと思うんですが、彼らの調査も東九州新幹線と四国新幹線が松山まで通ったことを前提に、その間を豊予海峡新幹線で通した場合というふうに計算してございますので、我々としては、大分市も、まずは東九州新幹線が通ったことを前提として考えてくれていると思ってございます。

一般的に考えましても、大分市まで仮に先行して豊予海峡を通して四国新幹線ができたとしても、その先の高速鉄道がない状態であれば、四国新幹線の効果も減少してしまうと思っておりますので、やはりまずは東九州新幹線を優先すべきというふうに考えてございます。

麻生委員長 その辺をしっかりと説明できるような形で、片手落ちになっているような気がしておりますので、是非よろしく願います。

それから、1点だけ、敬意を表して質問をさせていただきます。

塩月課長のところの、昨年の統計グラフコンテスト、すばらしい企画でありまして、子供たちが面白い視点で発表していらっしたと。県庁のこのの上であったんですが、せっかくのああいったものというのは、一般の方々が目に触れるような会場設営ということも必要だろうと思うので、この統計グラフコンテストの新年度の会場についてとかどう考えているのか。

それから、このミニ統計、非常にすばらしいわけでありましてけれども、これを十分活用できているかと。せっかくすばらしいものを作っていたらいいんですが、その部数とか配布先、あるいはこの工夫をどうするか、いかに使っていただくか。数字はうそをつきませんから、この、私は特に注目しておりますのは、対国民所得格差が平成25年度が89.9%、たしかこの部分は平成24年度は90.幾らかで、格差が広がっていると。26年度の最新データがもしあれば、それは

どうなっているのかという部分について、お伺いします。

塩月統計調査課長 統計グラフコンクールでございますけれども、昨年12月に表彰式をしまして、委員長に出席をいただきまして、大変お褒めをいただきまして、ありがとうございました。早速ブログにも掲載していただきまして、拝見いたしました。こちらの14階で表彰した後、1階の県民広場で掲示して県民の皆様にご覧いただいております。

今、お話ありましたように、これは実は統計協会が事業として進めております。これは全県的に県民の方に見ていただくような形を取ると、どうしても受入れの問題がございます。それぞれの効果は確かにあると思っておりますけれども、この辺りにつきましては、また来年度事業を進めるに当たって検討するようにしていきたいと思っております。

それから、ミニ統計ですけれども、済みません、ちょっと数を今把握してなくて、一応無料配布ということで、各市町村を通じて、照会して必要数をお配りしているというのがございます。もちろん議員にも、お配りして、非常にポケットに入る形で、利用価値が高いということで評判がいいので、引き続きこの辺りもしっかり取り組んでいきたいと思っております。

麻生委員長 ありがとうございます。廣瀬企画振興部長、この対国民所得格差が90を割っているということで、100に対して89.9という、それだけ大分県の目指すべき目標というか、数値を示せとは言いませんけれども、こういったミニ統計の中に工夫して、最近の対前年度に対して下がっているか上がっているかとか、こういった部分は非常に重要でしょうし、当然長計の見直しとか新年度予算編成の根幹になる部分で、対国民所得格差をこれを95まで持っていくとか、そういった目標に基づいて商工労働部とか農林水産部とかいろんな部局が目標設定をし、目標指標を設定して事業構築をやってきているものだと思います。そういう意味で、国

民所得格差についての認識と思いのものがありましたら、ここについて1点伺います。

廣瀬企画振興部長 一人当たり県民所得、県内のGDPに関わるころなんですけれども、本県の場合、全国で見ると中位、九州で見ると福岡県に次いで2番目なんですよね。県民一人当たりの所得のGDPですけれども、それはかつての企業誘致の歴史から大分県が福岡県と並ぶぐらい、一時期は福岡県よりも高い一人当たり所得を示していたときもあったんですけれども、平成17年、18年ぐらいなんですけれども、リーマンショックの後、やっぱり大分の構造的なところがありますので、グローバル企業が多いというところがありまして、リーマンショックの後からちょっと数字が伸び悩んできているというのがあります。なので、今、全庁を挙げて付加価値を高めていくということで、製造業も当然そうなんですけれども、農林水産業もそれまでの価値の創出額という目標に切り替えて取り組んでいるところですし、もろもろ観光産業の高付加価値化というのも今、目指しているところですので、しっかりその数字の推移を見極めていきたいと思っております。

安心・活力・発展プラン2015自体がそういう付加価値を高める長計にしているのです。そのところはしっかり押さえていきたいというふうに思います。

麻生委員長 対国民所得格差、これについては、県内でも格差が広がっているというような認識を我々は持っておりますので、この数字については、今後注視をしていきたいと思っておりますので、頑張ってもらいたいと思っております。

よろしいでしょうか、皆さんから。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 ほかに御質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

なお、本案の採決は、総務部関係の審査の際に一括して行います。

次に、第21号議案公立大学法人大分県立芸術文化短期大学が徴収する料金の上限の変

更の認可について、執行部の説明を求めます。
磯田政策企画課長 第21号議案公立大学法人分県立芸術文化短期大学が徴収する料金の上限の変更の認可について説明します。

総務企画委員会資料の1ページを御覧ください。

この議案は、県立芸術文化短期大学の入学料に係る県内者要件を変更することに伴う、料金の上限の変更を認可するものです。

左側中段の1の変更内容を御覧ください。

入学料については、県内者が16万9,200円、県外者が28万2千円と県内者の優遇措置を設けているところですが、更に学生確保に向けて他の公立短大等と同等の条件を整備するため、県内者の要件を変更するものです。

変更のポイントの第1は、本人に関する本籍要件の削除です。本籍は、居住地に関係なく定めることが可能であり、県内在住を証明するものではないことから、この要件を削除します。

次に、本籍要件の削除に代わり、本人に関する県内居住期間要件を新設します。期間については、左側下段の2の他県の状況に記載している全国の公立短大等の状況を勘案し、1年間としています。また、学生の親など扶養者に関する県内居住期間要件についても、3年から1年に短縮します。

右側中段の3の適用時期ですが、変更後の区分により本年6月から平成30年度入学生の募集を開始することとしています。

麻生委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 別に御質疑もないようでありますので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

麻生委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、執行部から報告の申し出がありますので、これを許します。

佐藤芸術文化振興課長 国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の準備状況について報告します。

資料2ページ上段枠内ですが、昨年5月に県実行委員会を立ち上げまして、会期は平成30年10月6日から11月25日、基本方針を3つ、テーマをおおいた大茶会などの基本構想をまとめました。

その後、8月17日に開催された国の実行委員会で承認を得たところです。

また、大会テーマのロゴマークを県内の25歳以下の若者対象に募集し、154点の応募の中から、県立芸術文化短期大学専攻科1年の村田滯矢さんの作品が選ばれました。2年前イベントとなる昨年11月のキックオフイベントでお披露目したところです。

資料上段テーマ、おおいた大茶会の横に掲載していますマークです。

資料下段を御覧ください。大会は、開幕、閉幕行事、開催期間中に実施する市町村実行委員会事業、芸術文化団体等主催事業、いいちこ総合文化センター及び県立美術館で実施する芸術文化ゾーン事業、同時開催の全国障害者芸術・文化祭事業で構成されます。

次の3ページを御覧ください。

今後の予定としては、4月に予定している県の実行委員会で大会の各行事、イベントなどの具体的な計画である実施計画案を決定し、その後7月に予定されています国の実行委員会で承認を得るよう、現在準備を進めているところです。

現在、各市町村や芸術文化団体と協議・調整を行って、この実施計画の策定に向けて準備を進めています。

5月には第19回別府アルゲリッチ音楽祭を500日前イベントとして位置づけ開催します。

9月1日には国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭なら大会が開幕します。閉幕式典の11月26日に国民文化祭の大会旗を奈良県

から引き継ぐイベントが予定されています。

奈良県の閉幕の舞台で大分県のPRステージが披露できるので、しっかりと準備して大分大会をアピールしたいと考えています。

また、10月上旬には1年前イベントを芸術文化ゾーン等で開催する予定です。

また、大会の公式ポスターを3月1日に募集を開始しました。29年度は本ポスターの活用を始め、しっかりと大会のPRを行っていきたいと考えています。

麻生委員長 以上で報告は終わりました。

ただいまの報告について、御質疑等はありませんか。

藤田委員 国民文化祭の関係ですけれども、例えば、芸術団体や文化団体以外の民間事業者も含めてですけれども、この文化祭に関連するイベントとして出展をしたい、あるいは連携して開催をしたいと、プログラムに載けてほしいと、そういった場合の窓口というのはどこになるんですか。

佐藤芸術文化振興課長 窓口は、今度新たに組織されます国民文化祭・障害者芸術文化祭局で、県が窓口になるということです。

藤田委員 じゃ、そういったものの募集というのは、新たに4月1日以降組織が立ち上がってから、そういった外向けのPRというか、呼びかけというのが行われるんでしょうか。

土谷芸術文化スポーツ局長 現在、芸術文化団体に関しましては、既に募集が行われている形になります。この後、実はいろんな場面が考えられるんですけど、応援事業とか協賛事業とか国全体で募集するもの、それから、県が募集するものと、いろんなパターンで募集を掛けます。したがって、大分県の国民文化祭は、県内のそういう一緒にやりたいという方はもちろんそういう場を設けますし、県外でも大分県に応募したいという企業の募集とかいうのを文化庁でやります。これから段階を経てやっていく形になりますので、また御案内を差し上げたいと思います。

麻生委員長 私も当委員会の声を届けて、そういった声があるので、行政側のスケジュー

ルは明確になっているんだけど、参加者側のスケジュールが明確になっていないので、できるだけ早くそれを示していただいて、窓口等々を示してほしいということをお願いを申し上げているところであります。

よろしいでしょうか。ほかに。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 ほかに御質疑等もないようですので、執行部は報告を続けてください。

土田交通政策課長 資料の4ページをお開きください。

九州の東の玄関口としての拠点化について、戦略策定に向けて、昨年5月に民間有識者等による戦略会議を設置しました。本年2月13日の第3回会議で提言案がまとまりましたので、その概要を御報告いたします。

まず基本的な考え方として、九州は、アジアの成長や活力を取り込むアジアのゲートウェイとして、我が国の人の流れ・物の流れにおける役割が益々増大していると考えています。そのような中で、本県が九州の東の玄関口として、人・物の流れの拠点になり、多くの人や物が本県を介して九州内外を行き来する状況を作ることで、経済活性化・雇用創出を促進し、地方創生を加速させることを目指して、この戦略を作ることにしています。

その共通するコンセプトとしてハブ・アンド・スポークの強化を図ろうとたっています。

ハブというのが、人と物の流れが結節する拠点、港、フェリーターミナル、空港、バスターミナル、駅、こういった施設です。

スポークというのが、人、物が動くルート、路線でございまして、フェリー、航空、バス、長距離バス、鉄道、道路、そういったものを想定しています。

それぞれハブ・アンド・スポークの考え方に基づいて、人の流れ、物の流れを拠点化していくために必要な施策について提言をまとめていただいているという形です。

先ず、4ページ目の下の段落にありますのが、人の流れの拠点化のために取り組むべき

内容ということです。例えば、フェリーにおきましては、ハブである老朽化した上屋の改修、建て替えが必要です。

なお、ハブの中でも特に港につきましては、本県は北は中津から南は佐伯まで重要港湾とフェリー就航港が複数あります。

海路と陸路の結節点として、非常に重要なハブですので、別途地元の方たちとの議論をさせていただきいて、別紙という形で港ごとの取組をまとめています。その内容に応じたものについては、括弧書きで港の名前は記載して整理しています。

竹田津、別府、臼杵、佐伯については、上屋が老朽化しているのので、今後建て替えをしていこうというふうにいただいているところです。

以下そのように括弧書きを御覧いただければと思っています。

またスポークとしては航路の利用促進、対岸県と連携した観光振興を行おうということをお願いしています。

航空路線については、ハブである大分空港の魅力向上、あるいは空港へのアクセス手段の充実をしていこうということをお願いしています。

長距離バスについては、ハブとしてやはり長距離バスが1箇所から離発着するバスターミナルが今後必要ではないかということで、そのための検討を行おうということ。スポークとしては、四国へのフェリーを活用した新規路線を検討していこうということをお願いしています。

鉄道については、結節点となる駅のバリアフリー化の推進であるとか、日豊本線の複線構想化を図っていこうということ。

これらの交通モードを連携させるために重要でございますので、乗継情報の提供の充実であるとか、関係の交通事業者による調整会議を設置しまして2次交通の充実に取り組むということでお願いしています。

また特に人の流れの基幹拠点として位置づけられている別府については、項目を分けて

記載していただいています。

さんふらわあの大分航路の大型化に向けて港湾整備をきちんと行うことでありますとか、老朽化して分散しているフェリー上屋を集約整備しましょうと。それに併せてにぎわい空間をつくっていきましょうということ。さらにはクルーズ船についても、高級小型船、中型船について積極的に誘致に取り組みましょうということをお願いしているところです。

次の5ページを御覧ください。

物の流れの拠点化に向けて必要な施策をまとめていただいています。

物の流れにつきましては、外航貨物については港の競争力を引き続き強化すると。一方で内航貨物については、発展の余地が大きいだろうということで、貨物を集約、あるいは増加させることで、本県に九州内外を行き来する物流の幹線経路を作ろうということを目指すというふうにご案内しています。

そのために必要な取組としては、まずは、RORO船、フェリー航路の海上貨物航路の機能強化、利用促進、さらには貨物を集荷することを推進しようということで、集荷推進を図ろうと。安定的な貨物量の確保のために荷主となるような港湾利用企業を誘致して集積をさせようということ。さらにはポートセールスが重要であるということで、内航貨物のポートセールス体制を強化することをお願いしてございまして、このポートセールスに努力して取り組むことによって、この左側の3つ、海上貨物航路の機能の充実、貨物の集荷、企業の集積、こういうものが正のスパイラルと書いていますが、集積が集積を呼ぶような方向として取り組んでいこうということをお願いしています。

特に物の流れの基幹拠点として位置づけられている大分港の大在地区については、川崎RORO船航路を軸に商船三井さんと併せて、ダブルデイリー化を図ることによって航路の充実をしよう、貨物集荷を地域、あるいは品目を重点的に対象を決めてセールスをしていこう、港を利用するような企業を大在地区周

辺に集積をさせよう、RORO船の充実を踏まえて必要な岸壁整備、あるいはシャーシ置き場の確保に取り組むということをご頂戴しています。

またそれらを支える交通インフラとして、中九州道、中津日田道路の整備、東九州道、空港道路の4車線化といったものを頂戴していますし、それぞれの港ごとの取組をしっかりと進めようというところで方針を頂戴しています。

また将来の大分県を支える交通体系ということで、東九州新幹線、あるいは太平洋新国土軸も継続して取り組むということもいただいているところです。

なお、戦略の期間は、長期総合計画と同じ36年度までとされており、しっかりとフォローアップもするように書いていただいています。この提言案については、3月13日までパブリックコメントをかけています。そこでいただいた御意見を踏まえまして、来週4回目の戦略会議が開催される予定でして、そこで提言を取りまとめることとしたいと考えています。そして3月末までには提言ということでこの会議から頂戴できればと考えています。

来年度は、この戦略ができた最初の年となります。そのために、我々としてもその着実な実行にしっかりと取り組んでまいりたいと考えています。

麻生委員長 以上で報告は終わりました。

ただいまの報告について、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 別に御質疑もないようですので、これで諸般の報告を終わりますが、ただ今の2件の報告の中で、委員の皆様方にもお願い申し上げたいんですが、国民文化祭、ロゴマークがおおいた大茶会で、中津の和傘も大分の名産でありますので、各事務所に和傘を購入して、照明にも使ったり今非常に盛り上がっている、評判を呼んでいるようでありますので、是非そういったPRも御協力をお願い

できればと思います。

また、今の東九州の玄関口としての各種交通施策あるいはフェリー等々については、J2に上がったトリニータの応援を兼ねて中四国、そして関西方面までアウエーまで応援に行っていて、アウエーチームがこっちに来るときも、是非何かそういう情報を皆さんどう考えているかと、モニタリングしていただければなど、このように思いますので、またそれを執行部にぶつけるということをお願いしておきたいと思います。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 私からお礼を申し上げたいと思います。

〔委員長挨拶〕

〔廣瀬企画振興部長挨拶〕

〔退職予定者挨拶〕

麻生委員長 それでは、以上をもちまして企画振興部関係の審査を終わります。

執行部の皆さんは、お疲れさまでした。

〔企画振興部退室、総務部入室〕

麻生委員長 これより総務部関係の審査に入ります。

まず、第1号議案平成29年度大分県一般会計予算のうち本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

島田総務部長 第1号議案平成29年度大分県一般会計予算のうち、総務部関係部分について御説明申し上げます。

歳入全般につきましては、去る3月14日の予算特別委員会において説明いたしましたので、本日は省略させていただきます。

それでは、総務部関係の歳出予算について説明をいたします。平成29年度総務部予算概要の2ページをお開きください。

上の表の左から2列目の予算額欄を御覧ください。上から3つ目、総務部の計欄にありますように、1,548億80万3千円を計上しています。同じ行の右端にありますとお

り、前年度対比としましては、額として96億1,143万9千円、率としては5.8%の減となります。

主な新規事業等につきましては、予算特別委員会で説明しましたので、その他の事業について、予算概要の順に沿って、説明いたします。

12ページをお開きください。

事業名欄の上から2つ目、県有財産総合経営推進事業費6,366万円は、県有財産総合経営計画に基づく未利用地等の利活用による歳入確保やPFI導入の推進を図るものです。

次に30ページをお開きください。

事業名欄一番上、新公会計システム開発事業費1,184万8千円は、平成28年度決算から、国が示す新公会計基準に基づいた財務諸表を作成するため、財務会計システムの改修等を行うものです。

次に、57ページをお開きください。

事業名欄の地方自治振興事業費4億9,642万7千円は、大分県市町村振興協会が行う市町村への貸付事業の原資などとするため、市町村振興宝くじ——サマージャンボ、オータムジャンボですが、この宝くじの収益金を財源とし、財団に対し交付するものです。

以上で、総務部関係の一般会計予算の説明を終わります。

なお、税関係ですが、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律案が、現在開会中の国会に提出されております。この法律案が可決・成立した場合、本年4月1日から施行される規定がありますことから、当該部分に関係する大分県税条例を専決処分により改正させていただきたいと考えております。詳細については、後ほど、税務課長から御説明いたします。

また、28年度一般会計予算につきまして、歳入では、地方交付税や県債、歳出では、退職手当の確定などを踏まえ、必要に応じて、3月末に補正の専決処分をさせていただくこととなりますので、この点も併せて、御承知

おきいただきますようお願いいたします。

以上でございます。

麻生委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

木田委員 予算概要の24ページですが、職員厚生費の健康診断ですね。こちらの職員さんの健康診断の診断項目ですね、どのようにされているか。県庁の方はひょっとして施設健診でなく巡回健診で対応されているのかなというふうに思うんですけども、どういった健診を、通常年1回しなくちゃいけない健康診断、どういった健診をされているか。

藤原人事課長 定期健康診断につきましては、大分県地域成人病検診センターに委託をしておりまして、健診項目につきましては、基本的には標準的な項目を全てそろえているということでございます。

木田委員 巡回検診ですよ。こちらに来て、あと、庁舎の中、どこかの部屋も使いながらということ、巡回健診をされていると思うんですけども、施設健診が審査項目が細かく詳しく、医師の面談もあつたりというところもございまして、安全衛生委員会で議論しなくちゃならんと思うんですけども、やっぱりゆっくり健診時間をとってじっくり見てもらうというような健康診断体制というのを議論をしていただいた方がよろしいんじゃないかなというのがございまして。

藤原人事課長 大部分の職員は巡回による大分県地域成人病検診センターの健診になるんですが、節目節目の健診というのがございます。50歳なり。そういった節目の健診のときには、成人病検診センターに受診に行って細かな健診を含めて受診するような体制をとっております。

木田委員 実は私も前の職場がそういった形で対応していたんですが、やっぱり年に1回かなり細かく見ないとというのがあって、もう施設健診を基本にしたんですね。

やっぱりこの間、ある二人の別の方にお会いしたんですが、一人は胃がんで現職で58歳ぐらいで、残念ながら見付かるのがちょっ

と手遅れで駄目だろうということと、もう一人は、やっぱり細かい腹部エコーも毎年施設健診でありますから、それでがんが早く見つかって、何とかことし定年退職を迎えるというようなこともあって、細かく毎年しないと、早期発見というのはやっぱり難しいのかなというのはよくよく感じますし、施設健診はいろんな医療、一般の民間病院も使うわけですね。そうすると、やっぱり医師の面談も受けて、かなり細かいメタボの指導もされますので、私もそこへ行って15キロ1年で痩せたことがあるんですけども、そのくらい引っ張りだこで、結構競争するわけですね。もっと健診を充実しろというようなことを。そういう工夫もあるんですが、そういう検討を安全衛生委員会とかで1回議論していただいた方が、職員の健康保持のためにいいんじゃないかなと思うんです。

麻生委員長 要望でいいですか。

木田委員 考えがあれば。

藤原人事課長 先ほど言った健診以外に、希望によるがん検診辺りも項目としてはそろえておりますので、今委員から御意見のあった分につきまして、そこも含めて安全衛生委員会等で議論させていただきたいと思います。

戸高委員 通常、人間ドックとかに行く場合に健康保険組合の補助制度というのがあってはないですか。要するに、6万円まで出るとか5万円まで出るとか。国家公務員とかだったらありますよね。そういう共済組合の何か、1年に1回かなんか、ないですかね。何万円まで補助するとか。そういうのはないですか、健康保険組合等がやっている制度として。

塩月給与厚生監 共済と県と一緒にあってやっている形をとっているんで、おっしゃられるような現金が動くような形になっていないんだろうと思います。

麻生委員長 後ほど調べて報告してください。

島田総務部長 民間の事業者とかで、それぞれが受けてきて、その領収書を持ってきて補助金が出るという仕組みがあるケースがある

と思うんですけども、県の場合は大きい事業所でもありますので、ここのドックに受ければ基本的に自己負担は何年に一度は要りませんか、そういうやり方でやっています。

国家公務員も、毎年ではなかったように記憶していますが、何年かに一度そういうドックを受けられて、個人的な印象ですけども、大分県のほうが手厚いように感じます。

桑原委員 予算概要の13ページ、知事公舎建て替え事業なんですけれども、これは、建て替えに関して県民の意見を聞くプロセスがあるのかなのか教えてください。

牧県有財産経営室長 知事公舎の設置につきましては、29、30年度の2箇年かけて建て替えを行うということでございます。今回の知事公舎につきましては、県の最高責任者である知事がお住まいになる公舎ということで、県の執行部としても必要であるということでありまして、特に県民からの意見の聴取とかはございませんが、県としては是非とも必要であるということを考えて、今回、予算は上げさせていただいております。

桑原委員 全国の状況で頂いた資料を見ると、保有している県が自治体は30、廃止したところは17。近年、財政改革の観点から廃止するという動きを聞くんですね。だから、そういう観点もありますので、これは県民の意見を全然聞かなくていいのかなってすごく疑問に思っています。そこについて、もう一回、同じ答弁になるのかもしれませんが、お聞きします。

そして、関連ですけども、これ、どこの所管なのか分からないですけども、頂いた資料の中で、知事の居住部分の家賃を徴収しているか徴収していないかというので、公舎と、職員住宅に住まわれている方もいますね。それで、借り上げ住宅の方もいて、その全部で37あるうち徴収しているのが32で、徴収していないのが大分県を含めて5ということなんですけれども、これ、室長が持ってこられたときに、新しくしたら徴収するようなお話しされていたんですけども、その確認。

そのときに、今は古いから取らない、新しくなったら取るみたいなことを言ったんですけども、そういう認識でいいのか教えてください。

牧県有財産経営室長 知事公社の全国の状況でございますけれども、知事公舎として専属で持っているのが30道府県あります。そして、廃止17県のうち職員住宅とか、又は借り上げ住宅として使っているのが7県ほどございまして、全部で全国の47の道府県のうち37の道府県が知事公舎を持っております。

県民の意見についてでございますけれども、今回、予算を計上させていただきまして、議会の承認を得ることによりまして、県民の意見を聞いたということにしたいというふうに私は考えております。

次の知事公舎の家賃、居住部分についての家賃についてでございますけれども、現在、大分県を入れまして、5つの県が家賃については無償という扱いにしております。本来、大分県の場合につきましては、先ほど言いましたとおり、知事は県の最高責任者でありまして、また、土曜、日曜、また、夜間等も全て県の執務をとらないといけないということで、県としましては、是非近くに住んでいただきたいということで考えておりまして、半強制的みたいな形で知事公舎に住んでいただいておりますので、本県としては、今、免除ということで考えております。

以上でございます。

桑原委員 じゃ、この前資料を頂いたときは僕の聞き間違いだったということですね。古いから取らない、新しくなったら取る。じゃ、新しくなったら取ると言われていたのも、あれも僕の聞き間違いですか。

牧県有財産経営室長 老朽化しているということもありますけれども、新しくなったときにも、検討はすべきだろうということで答えていると思います。

桑原委員 議会の承認で県民の意見というのは、まあ私、これ1件のために反対しません

けれども、今後の活動でちょっと県民の意見を聞いていきたいと思います。

以上です。結構です。

麻生委員長 ほかに御質疑もないようでありますので、これより企画振興部関係部分及び各局関係部分を含め、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

麻生委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第2号議案平成29年度大分県公債管理特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

大友財政課長 第2号議案平成29年度大分県公債管理特別会計予算について、御説明申し上げます。お手元の平成29年度予算に関する説明書の531ページをお開き願います。

この特別会計は、公債費の一元管理による経理の明確化という観点と、昨今多く発行している借換債、これの発行を特別会計に寄せることによって、その増減が一般会計側の歳出、公債費の増減によって、いろんな形で伸び率が変わるといったことを押さえるという目的で平成17年度に設置したもので、その財源は、一般会計及び減債基金からの繰入金、それと県債、これは借換債になります。

予算額は、総括表の左から2列目にありますように、1,313億3,577万5千円で、前年度と比較しますと125億3,349万1千円の増となっております。

これは、次の532ページの歳入の下から2つ目、第2項第1目県債の借換債が464億8,800万円と前年度より126億2,200万円の増となったことが主な要因であります。

同じく、歳入について、中ほどの第2目基金繰入金66億円が前年に比べて33億円の増となります。これは市場公募債を満期一括償還ということで借りているので、10年を迎えることから、その額を取り崩して償還に当てるものです。

次に、533ページを御覧ください。

歳出ですが、表の上から3番目の第1目元金1,208億3,171万9千円については、132億3,583万3千円の増となっています。

この主な要因は、借換債が126億2,200万円増加したことが主な要因であります。そのほか公債管理の一元管理ということで、福祉保健企画課の災害援護資金であったり、農業関係の就農支援資金、土木の貸付金分等も併せて、特別会計で一括して償還整理するようにしています。

その下の第2目利子については、増減額の欄で7億3,964万3千円の減となっています。昨今の低金利の影響を反映して減額となっています。

麻生委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 別に御質疑もないようでありますので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

麻生委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第16号議案包括外部監査契約の締結について、執行部の説明を求めます。

浦辺行政企画課長 第16号議案包括外部監査契約の締結について御説明いたします。議案書は194ページですが、総務企画委員会説明資料の1ページで御説明いたします。

まず、1の議案の概要を御覧ください。

平成29年度の包括外部監査契約の締結にあたり、地方自治法の規定に基づき、議決をお願いするものです。

2の契約の概要の(2)にありますように、契約始期を4月1日として、(3)契約額は、1,231万2千円を上限とする額とし、(4)の契約の相手方を28年度に引き続き、公認会計士の小川芳嗣氏にお願いしたいというものです。

3にありますように、あらかじめ聞く必要のあります監査委員の意見については、異なる旨の意見をいただいております。

なお、平成28年度の包括外部監査は、一番下にありますように、健康・医療・高齢者福祉行政に係る事業についてというテーマで実施され、明日、結果報告書を提出いただくことになっております。

麻生委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 別に御質疑もないようでありますので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

麻生委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第17号議案職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例等の一部改正について及び第18号議案職員の育児休業等に関する条例等の一部改正については、関連がありますので、一括して審査を行います。

なお、第17号議案については、福祉保健生活環境委員会、商工労働企業委員会及び文教警察委員会にも関係がありますので、合議を行っております。

それでは、執行部の説明を求めます。

藤原人事課長 第17号議案と第18号議案は関連がございますので、一括して御説明申し上げます。

まず、第17号議案職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例等の一部改正についてでございます。

議案書は195ページですが、説明資料の2ページで御説明させていただきます。

まず、1の改正趣旨でございますが、昨年12月に民間労働法制や国家公務員の取扱いに準じて、職員が働きながら育児や介護がしやすい環境を整備することを目的とした地方公務員育児休業法と育児・介護休業法が改正されたことに伴い、所要の改正をお願いする

ものでございます。

具体的な内容を2の改正概要にお示ししております。

主なものとして、介護関係では、①の連続する6月の期間内で取得できる介護休暇について、分割取得ニーズが高いことや、複数回、介護体制の見直しが必要となることが想定される等の理由から、通算6月の範囲内で3回まで分割して取得することができるようにしたいというものです。また、②では、連続する3年の期間内において、1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができる介護時間を新たに設けたいというものでございます。

なお、介護休暇、介護時間ともに給与上の取扱いは無給としております。

続いて、育児関係については、説明資料の3ページになります。

現行、育児休業等の対象となる子の範囲は、法律上の親子関係にある実子又は養子に限定されておりますが、今回の法改正で特別養子縁組の成立に向けた監護期間中の子と養子縁組里親に委託されている子を対象にできることとされました。これに加えて、条例委任事項として実親の同意が得られないために養子縁組里親としてではなく養育里親として委託を受けている子についても対象にしたいというものであります。

今回の改正に伴い、3の関係条例の整備にありますとおり、学校職員の勤務時間条例等も同様の改正を行うこととし、これらの改正事項を、本年4月から施行したいというものでございます。

続いて、第18号議案職員の育児休業等に関する条例等の一部改正については、議案書の202ページ、説明資料は4ページでございます。

まず、本条例案の改正趣旨でございますが、地方公務員は地方公務員法の定めるところにより、特別職と一般職に分類されておりますが、本県を含め多くの地方自治体では、非常勤職員を特別職として任用している実態がございます。しかしながら、本来、特別職は、

専門性が高く、公務に参画する労働性が低い職に限定すべきであります。したがって大部分の非常勤職員は、地方公務員法が適用される一般職として任用することが適切であります。そのため今回、専門性の高い一部を除く――顧問弁護士、産業医等であります。こういった一部を除く非常勤職員を一般職として任用することに改め、育児休業の導入など勤務労働環境の整備を行うこととしております。

2の改正概要であります。非常勤職員に育児休業等を導入するに当たっては、育児休業条例において、取得できる職員の範囲等を定める必要があることから、具体的には①の育児休業の場合、在職期間が1年以上ある者には、子が1歳に到達する日まで育児休業を認めるというものです。

また、任用根拠の見直しに伴い、一般職の非常勤職員に支給する旅費や通勤に要する費用弁償の支給根拠を整備する必要があることから、旅費条例と給与条例を併せて改正したいというものであります。

御審議のほど、よろしくお願いたします。
麻生委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 別に御質疑もないようでありますので質疑はこれで終わりますが、第17号議案の合議結果が届いていませんので、採決を保留し、第18号議案の採決を行います。

第18号議案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

麻生委員長 御異議がないので、第18号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第19号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正について、審査を行います。

本案については、福祉保健生活環境委員会、商工労働企業委員会、農林水産委員会及び土木建築委員会にも関係がありますので、合議を行っております。

それでは、執行部の説明を求めます。

大友財政課長 第19号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてです。議案書は206ページですが、総務企画委員会資料で説明させていただきます。資料の5ページをお開きください。

今回の改正は、1の基本的な考え方とおり法令の改正等に伴う手数料の新設・改定が3件、条例内で引用している法令の改正に伴う字句の改正等が6件で、併せて9件の改正を行うものです。

そのうち、手数料を新設・改定する3つの項目・事務について説明します。

まず、①の狩猟免許関係事務です。長期総合計画の目標指標である有害鳥獣による農林水産業被害額1.5億円以下の達成に向け、有害鳥獣捕獲に従事する狩猟者の確保を図るため、平成36年度までの間、狩猟免許申請手数料等を徴収しないこととするものです。

具体的には、その下の表にありますとおり、狩猟関係事務のうち、有効期間が3年であります狩猟免許申請の手数料、一部免除を含めてこちらを徴収しないこととします。

併せてその下にあります狩猟免許更新申請手数料については、有害捕獲に従事する者について徴収しないこと、その下の狩猟者登録手数料については、新規の取得あるいは有害捕獲に従事する場合の更新分について徴収しないことにしたいというものです。

減収見込額については、昨年度等の申請者を勘案して、1,090万3千円を見込んでいます。

次に、②の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係事務ですが、省エネ対策の強化を目的に同法が制定され、一定規模以上の非住宅——2千平米以上となりますが、そういった非住宅の新築・増改築する際に、法に基づく省エネ基準への適合が義務化されています。その適合判定をするための審査に係る手数料を新たに設定するものです。

手数料の額は、国が示す標準処理時間を基に設定した金額です。

三つ目は、6ページの③技能検定試験関係

事務です。法律に基づいて県が年2回実施している112の職種の技能検定試験の実技試験について、国の日本一を競う活躍プランの中にうたわれていますように、若手技能者の育成を図ることを目的に国庫補助制度が創設されました。その中で新たに35歳未満の者を対象に減額できることとなったことから、2級、3級に係る実技試験手数料をそれぞれ9千円減額するものです。

減収見込額として、621万円を予定していますが、この分については、全額国庫により補填されます。

今回の改正に伴う収入見込額ですが、1,711万3千円の減収となります。

最後に、条例の施行日については、③の技能検定試験関係事務は、後期の試験からということで、10月からの施行を予定しており、残りについて、平成29年4月1日で行いたいと思っています。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひします。

麻生委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 別に御質疑もないようでありますので、これより採決いたします。

本案については、福祉保健生活環境委員会、商工労働企業委員会、農林水産委員会及び土木建築委員会に合議をいたしました結果、いずれの委員会からも原案のとおり可決すべきとの回答がありましたことを申し添えます。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

麻生委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第20号議案大分県税条例等の一部改正について、執行部の説明を求めます。

安部税務課長 お手元の資料の7ページをお開き願ひします。議案書は211ページですが、お手元の資料により説明させていただきます。

消費税率10%への引上げ延期を規定する

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律が平成28年11月28日に施行されたことに伴い、大分県税条例等の一部を改正するものです。

主な改正内容については、1については、地方消費税の税率を1.7%から2.2%に引き上げる改正について、施行期日を31年10月1日に延期するものです。

2及び3は、いずれも消費税率10%への引上げに併せて行うものとして、昨年の第2回定例会に提案し、29年4月1日から施行することとしていましたが、同様に施行期日を2年半延期するものです。

2については、地域間の税源の偏在を是正するため、左側の図は、法人県民税の一部を国税化し、地方交付税として交付する制度をさらに拡大するため、法人県民税の税率を引き下げるものです。また右側の図は、暫定措置である地方法人特別税の廃止に伴い法人事業税の税率を引き上げるものです。

次の3の車体課税の見直しは、自動車取得税を廃止し、自動車税に環境性能割を創設するものです。

最後の4のその他でございますが、現在、学校教育法に基づく学校が所有する通学用バスについては、教育の用に供するという観点から、自動車税の減免を行っていますが、同趣旨から、幼保連携型認定こども園が所有する通学用バスについても減免の対象に加えるものです。

施行期日は、公布の日としております。

以上でございます。

麻生委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 別に御質疑もないようでありますので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

麻生委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、執行部から報告の申し出がありますので、これを許します。

安部税務課長 お手元の資料の8ページをお開き願います。現在国会に提出されている地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律案が可決成立した場合は、本年4月1日から施行される規定があることから大分県税条例の関係する部分について、専決処分により改正を行うものです。

改正内容ですが、エコカー減税等の見直しであります。

自動車税及び自動車取得税においては、より燃費性能等の優れた自動車の普及を促進する観点から、燃費性能に応じて税率の軽減措置を設けています。

29年度税制改正では、軽減の対象範囲を平成32年度燃費基準の下で見直し、政策インセンティブ機能を強化した上で、2年間延長することとされています。

今回の専決処分では、このうち29年4月1日施行となる部分――図の太枠部分ですが、この部分について改正を行うこととしています。

なお、これ以外の改正事項につきましては、改めて第2回定例会において御審議をいただく予定としております。

以上でございます。

麻生委員長 ただいまの報告について、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 別に御質疑等もないようでありますので、これで諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 それでは私からお礼を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

〔島田総務部長挨拶〕

〔退職予定者挨拶〕

麻生委員長 それでは、以上をもちまして総

務部関係の審査を終わります。

執行部の皆さんは、お疲れさまでした。

〔総務部退室〕

麻生委員長 先ほど保留しておりました第17号議案職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例等の一部改正について、これより採決いたします。

なお、第17号議案については、福祉保健生活環境委員会、商工労働委員会及び文教警察委員会に関係がありますので、合議をいたしました結果、原案のとおり可決すべきとの回答がありましたことを申し添えます。

第17号議案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

麻生委員長 御異議がないので、第17号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 別にないようでありますので、私からひとこと御挨拶を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

麻生委員長 これをもって、本日の委員会を終わります。